## 名古屋市告示第546号

市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例(昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。)第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第 8条第 1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第 2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和 7年11月 4日

名古屋市長 広 沢 一 郎

#### 第 1 一般世帯向け区分

- 1 申込みの資格
  - (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
  - (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の予約者で令和 8年 5 月31日までに全員で入居できるもの、事実上婚姻関係と同様の事情にあ る者及びその他の規則で定める者を含む。)があること。
  - (3) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入(改良住宅にあっては、住宅条例第42条第5項において読み替えられた収入)があって、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
  - (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
  - (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による 不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号 に規定する暴力団員でないこと。

- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、かつ、市営住宅又は定住促進住宅の賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務又は損害賠償金があるものでないこと。
- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第 1項(第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。)又は名古屋市定住促進住宅条例(平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。)第20条第 1項(第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。)の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3年(ただし、住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあっては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第 5条第 2項で定める者にあっては 5年)を経過しないものでないこと。

#### 2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、 各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

令和 7年11月20日 (木) から同月28日 (金) までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の休日(以下「名古屋市の休日」という。)を除く。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所 令和 7年11月20日(木)から同月28日(金)までの午前 8時45分か ら午後 5時15分(木曜日にあっては、午後 7時00分)まで。ただし、

ウ 住まいの窓口

名古屋市の休日を除く。

令和 7年11月21日(金)から同月30日(日)までの午前10時00分から午後 7時00分まで。ただし、第 4水曜日及び木曜日を除く。

- 3 申込みの受付
  - (1) 方法

郵送又は電子申請による。

(2) 期間

令和 7年11月21日(金)から同月30日(日)まで。ただし、郵送申込 みの場合は、期間内の消印のあるものは有効とする。

4 抽せん

日時

令和 7年12月18日 (木) 午前10時00分

- 5 公募予定戸数
  - (1) 公営住宅

空家住宅 117戸

事故住宅 11戸

(2) 改良住宅

空家住宅 2戸

### 第 2 子育て・若年世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員に18歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある子若しくは出産する予定の者がいる世帯又は40歳以下の夫婦のみからなる世帯

2 申込み用紙の交付

第1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 123戸

#### 第 3 多家族・多子世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5 人以上(出生前の胎児を含む。)の世帯又は18歳に達する日以後の最初 の 3月31日までの間にある子(出生前の胎児を含む。)を 3人以上含む 世帯

- 2 申込み用紙の交付 第 1の一般世帯向け区分と同じ。
- 3 申込みの受付 第 1の一般世帯向け区分と同じ。
- 4 抽せん第 1の一般世帯向け区分と同じ。
- 5 公募予定戸数 公営住宅 空家住宅 15戸

#### 第 4 単身者向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分の資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格 を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。

- (1) 60歳以上の者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成18年政令第10号) 第 1条に規定する特殊の疾病による障害によ

- り障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている者
- (6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法(大正 12年法律第48号)の特別項症から第 6項症までのもの及び第 1款症の もの
- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成 6年法律第 117号) 第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法(昭和25年法律第 144号)第 6条第 1項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5年を経過して いないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律( 平成13年法律第63号)第 2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第 7条第 1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第 1条第 2項に規定する被害者又は同法第28条の 2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
  - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日 から起算して 5年を経過しない者
  - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令 がその効力を生じた日から起算して5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦 人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6年法律第30号) 第14条第 1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促 進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律( 平成19年法律第 127号) 附則第 4条第 1項に規定する支援給付及び中 国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関す る法律の一部を改正する法律(平成25年法律第 106号) 附則第 2条第

2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。) を受けている者

- 2 申込み用紙の交付
  - 第 1の一般世帯向け区分と同じ。
- 3 申込みの受付 第 1の一般世帯向け区分と同じ。
- 4 抽せん 第 1の一般世帯向け区分と同じ。
- 5 公募予定戸数
  - (1) 公営住宅空家住宅 104戸事故住宅 8戸
  - (2) 改良住宅

空家住宅 2戸

事故住宅 1戸

### 第 5 多回数落せん者世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

- (1) 令和元年度第 3回一般募集から令和 7年度第 2回一般募集までの落せ ん回数が20回以上であること。
- (2) 申込世帯員の中に65歳以上の者を含むこと。
- (3) 市営住宅等(名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅)の入居者でないこと。
- 2 申込み用紙の交付 第 1の一般世帯向け区分と同じ。
- 3 申込みの受付 第 1の一般世帯向け区分と同じ。
- 4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 3戸

## 第 6 多回数落せん者単身者向け区分

1 申込みの資格

第 4の単身者向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

- (1) 令和元年度第 3回一般募集から令和 7年度第 2回一般募集までの落せ ん回数が20回以上であること。
- (2) 65歳以上であること又は第 4の単身者向け区分の資格のうち (2)から (13)までのいずれかの資格を有すること。
- (3) 市営住宅等(名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅)の入居者でないこと。
- 2 申込み用紙の交付 第 1の一般世帯向け区分と同じ。
- 3 申込みの受付 第 1の一般世帯向け区分と同じ。
- 4 抽せん 第 1の一般世帯向け区分と同じ。
- 5 公募予定戸数 公営住宅 空家住宅 10戸

工办压口 107

# 第 7 高齢者改善世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、申込み世帯員全員(申込者の配偶者を除く。)の年齢が60歳以上であること。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

- 3 申込みの受付
  - 第 1の一般世帯向け区分と同じ。
- 4 抽せん
  - 第 1の一般世帯向け区分と同じ。
- 5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 1戸

- 第 8 高齢者改善単身者向け区分
  - 1 申込みの資格

第 4の単身者向け区分と同じ申込み資格を有する60歳以上の単身者

- 2 申込み用紙の交付
  - 第 1の一般世帯向け区分と同じ。
- 3 申込みの受付
  - 第 1の一般世帯向け区分と同じ。
- 4 抽せん
  - 第 1の一般世帯向け区分と同じ。
- 5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 3戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課